第二回國会衆議院

商業委員会議録第十六号

昭和二十三年七月三日（土曜日）
午後二時四十五分開議

出席委員
委員長　堀川　恭平君
理事福永　一臣君　理事石神　啓吾君
理事笹口　晃君　理事細川八十八君
關内　正一君　多田　勇君
菅永格五郎君　前田　郁君
松井　豊吉君　松崎　朝治君
山本　猛夫君　林　大作君
松原喜之次君　師岡　榮一君
山口　靜江君　岡野　繁藏君
櫻内　義雄君　唐木田藤五郎君
小枝　一雄君

出席政府委員
商工事務官　鈴木　重郎君
商工事務官　細井富太郎君
貿易廳長官　永井幸太郎君
総理廳事務官　向井　鹿松君
農林事務官　三堀　參郎君

本日の会議に付した事件
小委員会設置に関する件
輸出品取締法案（内閣提出）（第一九四号）

一　町村吏員に対し執務及び通勤に必要なる物資特配の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一五三号）
二　看護衣及び看護予防衣適正配給の請願（福田昌子君紹介）（第二一八号）
三　主食代替の砂糖配給に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第三八九号）
四　外人観光客用の自動車輸入に関する請願（高橋長治君紹介）（第五五九号）
五　主食代替の砂糖配給に関する請願外一件（外崎千代吉君紹介）（第六四九号）
六　産兒用資材特配の請願（村上清治君紹介）（第六五四号）
七　中小商工業振興に関する請願（小暮藤三郎君紹介）（第七五九号）
八　輸出包装の認識高揚並びに綜合的主務官廳設定に関する請願（川越博君外五名紹介）（第八五六号）
九　國立包装試験所設置の請願（川越博君外五名紹介）（第八六〇号）
一〇　農民の自給生産する繊維製品に対する統制法規適用緩和に関する請願（竹山祐太郎君紹介）（第一〇八二号）
一一　中小企業復興に関する請願（田中稔男君紹介）（第一一三三号）
一二　疊表原料藺草輸入の請願（川合彰武君紹介）（第一二八九号）
一三　中小企業復興に関する請願（福田繁芳君紹介）（第一三八八号）

陳情書
一　中古衣類の公定價格撤廃促進の陳情書（東京都千代田区神田東松下町全國衣服商組合連合協議会）（第一号）
二　輸入砂糖の配給方式に関する陳情書外二件（鳥取縣鳥取市瓦町鳥取縣砂糖卸商業協同組合理事長川本員信外二十七名）（第二一号）
三　中小商工業再建施策に関する陳情書（福井縣商工協同組合中央会近畿支部役職員連絡会）（第二三号）
四　中古衣類の公價撤廃に関する陳情書（靜岡縣中古衣公定價格撤廃期成同盟代表者渡辺聰外六百六十七名）（第七三号）
五　一般物資の統制撤廃に関する陳情書（島根縣議会議長恒松安夫）（第七七号）
六　中小商業対策に関する陳情書（東京都港区芝田村町商工協同組合中央会会長豊田雅孝）（第一一七号）
七　蓁蓉地鉄道従業員にゴム靴等配給に関する陳情書（新潟縣南魚沼郡石打村大字大澤四十五番地星野亨一）（第一二二号）
八　木炭生産労務者に対し衣料特配に関する陳情書（岩手縣木炭生産者組合委員長長内市松）（第一四三号）
九　蚊帳、幌蚊帳類の統制撤廃に関する陳情書（栃木縣佐野市栃木縣蚊帳幌蚊帳商工業協同組合理事長田尻丹次郎）（第一五二号）
一〇　名古屋商工局出張所を富山商工局に昇格の陳情書（富山縣議会議長前田治吉）（第二四六号）
一一　自轉車競技法の制定に関する陳情書（自轉車競技法期成同盟全國代表佐々木健太郎外六十五名）（第三〇八号）
一二　中小企業の保護助成に関する陳情書（青森縣八戸市小中野町日東化学労働組合内三十八地方労働組合協議会）（第三九三号）
一三　爲替レート設定並びに輸出入機構改革に関する陳情書（関西経済連合会会長中橋武一）（第七三〇号）
一四　中小企業廳の運営に関する陳情書（全日本中小工業協議会）（第七六三号）
一五　名古屋商工局出張所を富山商工局に昇格の陳情書（富山縣副知事高辻武邦）（第七九八号）
一六　中小商工業再建施策に関する陳情書（商工協同組合中央会商工政治協議会中國四國ブロック会議代表内藤隆）（第八号）
一七　布帛製品の配給改善に関する陳情書（栃木縣鹿沼町上都賀南部衣料品組合）（第八六〇号）
一八　衣料登録制度の改正に関する陳情書（栃木縣繊維製品小資組合連合会会長上野小七）（第八六一号）
一九　中小企業の指導運営に関する陳情書（大阪市議会議長田村敬太郎外四名）（第八七二号）
二〇　自轉車競爭の市営実施に関する陳情書（全國戰災都市連盟会長姫路市長石見元秀外十九名）（第九一九号）
二一　爲替レートの設定に関する陳情書（関西経済同友会代表幹事稲畑太郎）（第九五四号）

（筆記）

○堀川委員長　開会する。請願の審査に入るが、同一趣旨の請願はこれを一括議題として併合審査する。紹介議員が出席している請願の外は、すべて石神委員よりその要旨を説明するものとし、また併合審査の場合はそのうちの一つだけを説明する。

日程第一、町村吏員に対し執務及び通勤に必要なる物資特配の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一五三号）を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、地方町村の吏員は、日々繁多と重要性を加える自治事務に努力しているが、毎日相当の距離から通勤しているので、その能率増進上事務服、自轉車、靴、地下足袋等必需物資に対する需要切なるものがある。しかるに一般配給はなく、福利厚生施設は貧弱であり、待遇は悪くてこれらの物資の入手ができない。ついては地方町村吏員の執務能率増進のためこれら物資の特配をされたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○細井政府委員　この請願により特配を請願された必需物資の中、自轉車、靴に関しては、その需要切なることは認められるが、需給状態が逼迫しているため、各方面の需要に應ずることができない実情であつて、町村吏員に対する特配はきわめて困難であり、かつ一般用として割当量を各府縣に割当て、その割当て内の配分は各府縣知事に一任されているから、商工大臣とし

て特に措置を講ずることは不適当と考える。

衣料品、地下足袋に関しては、炭鉱等に対するリンク物資とし、あるいは労務者用物資として計画的に配給をしているが、一般公吏に対する配給は一般の衣料切符により行われているのが現状であつて、もし、市町村吏員一般に右の諸物資の特配をすれば、当然これを官公吏全員に及ぼす必要があり、さらに民間諸産業の事務員にも配給すべきこととなつて、現在でも配給量が少いため耐乏生活を余儀なくされている一般國民に対する配給は不可能となり、從つて生活物資の需給計画は実施できないし、國民の生活は維持できないこととなる。

右のような事情により町村吏員に対する物資の特配は、現状をもつてはきわめて困難である。

○堀川委員長　日程第二、看護衣及び看護予防衣適正配給の請願（細田昌子君紹介×第二一八号）を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、看護衣及び看護予防衣は看護婦には衛生的見地から絶対に必要なものである。しかるに終戦以来配給はまつたくなく、やみ価格ではこれを買う力がない。ついては傷病兵予防等のことも考えて速やかにこれが公正なる配給をされたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○鈴木政府委員　看護衣等衛生白衣については、昭和二十三年度は繊維資材の需給状況が非常に逼迫し、かつ労務者衣料品中供米石炭リンク等重点配給を行つたため、十分配給はできなかつたが、昭和二十二年度分として約七万着を計画し、その縫製加工が本年五月完了したので、昭和二十三年度第一次分として次に述べる数量を割当た。

診察衣一一、〇〇〇枚、手術衣二、七〇〇枚、予防衣四九、〇〇〇枚、看護衣三、五〇〇枚、衛生衣八〇〇枚、計七〇、〇〇〇枚、

その内兵庫縣に対しては次に述べる通一診察衣五九五枚、手術衣九〇枚、予防衣四、八〇〇枚、看護衣一、一〇〇枚、衛生衣一〇〇枚、計六、六八五枚、

昭和二十三年度としては目下経済安定本部において計画中であるが、國民衛生の重要性より見て重点的に配給をするよう努力している。

○堀川委員長　日程第三、主食代替の砂糖配給に関する請願、佐々木盛雄君紹介、第三八九号　日程第五、主食代替の砂糖配給に関する請願外一件、外崎千代吉君紹介、第六四九号以上の二件を一括議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、今般輸入の砂糖は、主食代替であるとの理由で、全然砂糖に無経験の食糧公團に取り扱わせているが、これはまつたく実情に即しないものであるから、ついては原則として主食代替の砂糖は、公團を経ても、その現物取扱は専門の業者に扱わさせ、もつて中小商工業の振興を図られたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○三堀政府委員　この問題については、先に説明してあるし、またすでに行政措置も終つている。

○堀川委員長　日程第四、外人観光客用の自動車輸入に関する請願、高橋是治君紹介、第五九二号を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、日本再建に観光事業が大きな役割をなすことは言をまたない。しかして最も切実にその整備を要するのは旅客自動車であるが、わが國における旅客自動車は昭和十三年を最後として輸入が絶えてから老廃化しているだけでなく、ガソリン車はきわめて少数で、とうてい多数外客の要望に應えることができない。ついては外人観光客用の自動車輸入につき萬全の方途を講ぜられたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○永井政府委員　外客を誘致し観光等によつて外貨を獲得することは、わが國の國際收支の改善のためにも、かつわが國の國際信用回復のためにも、きわめて重要なことと思われる。かかる観点より見る時、御趣旨の実現を図ることはきわめて緊要なことと考えられるが、現在まで外車の輸入は全然許可されず、貿易代表團用としても國産車でまかなつている状況にすらあるので、現状においては即急なる実現は困難と思われる。しかし最近在日連合國人用としての外車輸入が貿易廳を通じて行われることが、司令部において考慮されている模様であり、一方民間外資導入による輸入も期待し得る段階にあるから、観光客來朝状況等勘案の上、関係方面と十分協議し御趣旨に副うようにいたしたい。

○堀川委員長　日程第六、産兒用資材特配の請願、村上清治君紹介、第六五四号を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、戰争以來純綿製品が市場から姿を消してから十年、あらゆる不便を忍んで互に助け合つて來たが、終戰後繊維物の配給がいよ〳〵不円滑となり、殊に産兒用はむつに至つては毎日洗濯するもので、まつたく困難を極めている、ついては速やかに産兒用の資材を特配されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○鈴木政府委員　本問題の特殊性に鑑み、なるべく速やかに御趣旨に副うよう努力する。

○堀川委員長　日程第七～中小商工業振興に関する請願、小澤藤三郎君紹介、第七五九号、日程第十一、中小企業復興に関する請願、田中稔男君紹介、第一一三三号、日程第十三、中小企業復興に関する請願、細田繁芳君紹介、第一三八八号、以上三件を一括議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、中小企業の発展なくしてわが國産業経済の再建はできない。しかるに政府はしばしばこの問題につき具体策を発表しているが、少しもその成果はあがらない。ついては中小企業の復興を図るため復元計画の御当局増加を行い、國民の生活安定を確保するためさらに進歩した対策を講ぜられたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○鈴木政府委員　中小企業がわが國の再建経済において有する重大意義に鑑みて政府はこれが復興、発展のために、從來より努力を傾けてきた。しかるにとかく中小企業対策の実効のあがらなかつたのは、対策それ自体の欠陥、不備のためではなくして、かかる政策を立案し実行し、そしてその結果に対して全責任を負うところの一元的な綜合機関がなかつたからである。政府が從來しばし〳〵発表した具体策は、元來施策の担当者たる中小企業庁の発足した暁具体化されるものが多い。中小企業設置法は六月末日をもつて國会を通過成立したので、中小企業庁は近く発足することとなつた。よつて全國の中小商工業者各位との密接な連絡の下、その協力を得て適時適切な施策を進めていきたいと思う。中小企業の復興計画については、民需物資の生産増加の要請、加工貿易方式に適合する需要規格の増大等の事情を考慮し、さらに今後の産業構造全般の見透しの上に御当を増加せしめていきたい方針である。

○堀川委員長　日程第八、輸出包装の認識高揚並びに綜合的主務官廳設定に関する請願、川越博君外五名紹介、第八五六号を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、輸出貿易の振興に伴い、包装の重要性を認識するとともに、包装資材、包装規格、輸出木箱規格、包装検査、國立包装試験所設立等の基本的問題を解決し、さらに從來包装資材の種類、被包装品の種別により、関係官廳が数箇所に分れていたような不便を除くため、包装に関する綜合的主務官廳を新設されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○永井政府委員　輸出包装を改善し、完全輸送の万全を期することは、輸出品の商品價値保持の観点から、きわめ

て重要なことであるが、これがために単に包装技術のみの問題でなく、包装に関する各種の基本的問題の研究と指導とが、総合的になされなければならない。しかし一口に輸出包装と申しても、各地に設立せられておる包装協会の会員を見れば、製材、紙器、荷造材料、運輸、倉庫、通関、船舶各業種に関係をもつておるのであつて、これに関する主務官廳は現在それ〳〵異つており、輸出関係の包装については貿易廳輸出局がこれに当つている。從つて國内包装及び輸出包装を総合的に所管する単一の主務官廳を急速に設置することは、非常な無理が伴うので、さしあたりこれが対策として商工省生活物資局（木製品課）を一應の窓口として、必要に應じ農林省、運輸省、大蔵省、商工省及び貿易廳の関係部局を構成員とする委員会を設置し、総合的観点に立つて具体的に問題を解決していきたいと考える。

○堀川委員長　日程第九、國立包装試験所設置の請願、川越博君外五名紹介、第八六〇号、を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、包装の重要性に鑑み、日本包装協会が設立されたが、さらに商工省設置の総合的研究並びに改善を図るため、國立包装試験所を設置されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○鈴木政府委員　包装技術の改善ということは、商品價値の保持の点からも、包装費の軽減の点からもまた運輸保管の合理化の点からも、きわめて重要なことであり、わが國の包装技術が欧米のそれと比べて相当立劣つていることも考えると、包装技術に関する研究指導を積極的に推進することは、きわめて緊要であると考えられるのであつて、包装研究所の設置の請願の趣旨は十分理解できるのである。しかしながら一口に包装技術の研究と申してもその内容はきわめて複雑多岐であつて、各種商品別の研究、木材、鋼材、工品、紙及び紙器、合成樹脂等の新包装資材等、包装資材別の研究、変動、冷熱、乾湿等の輸送條件別の研究等、研究の及ぶ範囲はきわめて廣く、また機械工業、化学工業等の各工業分野別試験研究所の研究分野と重複する点も少くないのである。

包装研究所をつくつてもその研究分野を如何に定めるか、すなわち、いやしくも包装に関するすべての研究を行わせるか、あるいは各工業分野別試験研究所で行えるものは除いてどこでも行つていないもののみ所掌せしめるかの問題があるのである。いずれにしても以上のような関係にあるので今ただちに包装研究所を設置することにしても充当の経費が必要であり、施設機器の充実にも相当の期間を必要とし、また研究員についても從來包装を研究していた者はほとんどいない狀況で、物的人的な條件が整わず、その成果をあげるに至るには相当の時日を要すると思われる。從つて今ただちにこれを設置しても当面の急務を充すことにならないので、とりあえず商工省管下各試験所にて分担研究せしめ、必要とあらば他省の試験研究所も協力して貰い、その総合調整は試験標準廳に当らせることとし、逐次研究員の養成、不足機器の補充等を行い、当面の急務に答えることが必要と考える。かくして後当包装研究所設置の必要ありや否や、必要ありとすれば如何なる範囲の研究分野を担当せしめるか等、慎重考慮し、経費行政機構の問題もあるので、関係官廳とも十分連絡の上決定したいと思う。

○堀川委員長　日程第一〇、農民の自給生産する繊維製品に対する統制法規適用緩和に関する請願、竹山祐太郎君紹介、第一〇八二号、を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、農民がみずから生産し、または保有する繊維原料を自由に加工して野良着等の自家用品を自給確保するのは決して農民の利己心から発するものではない。しかるに政府はこれに対して統制法規あるいは國策に沿わないものとして阻止または妨害しようとしている。ついては該製品に対する統制法規の適用を緩和されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○鈴木政府委員　商工省においては農村において生産される副蚕糸、自作棉花、國産羊毛及び桑皮等の繊維資材に関する農村の加工及び自家消費について、農村における製産物の増産意欲高揚に悪影響を及ぼさないよう、委託加工の承認等によつて適切なる措置をとつているが、この現在の方策が農民の増産意欲高揚に支障を來す具体的事例があるとすれば、商工省においてもこれを検討してこの欠陥を除くよう、適当なる措置を講ずる方針である。

○堀川委員長　日程第一二、蚕糸原料讓草輸入の請願、川合彰武君紹介、第一二八九号、を議題とする。

○石神委員　本請願の要旨は、現在住宅建築用として蚕糸の需要が大であるが、その製品はまことにわずかで、しかも食糧欠乏のため、蚕糸の植付は制限されているので、蚕糸の生産も振わず、やみ價格は高騰して復興を阻害している。ついては蚕糸の原料である支那讓草を輸入されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○三堀政府委員　現在わが國の讓製品最低必要量は大約して新築住宅用として一、六〇〇万枚、住宅補修用として一、五〇〇万枚、その他三〇〇万枚計三、四〇〇万枚を必要とし、これを讓草に換算すると一、七〇〇万貫となる。（製品二枚に讓草一貫を要す）。しかるにわが國の讓草收量は昭和二十四年度讓草作付面積を五、五〇〇町歩と推定し反当收量二五〇貫として一、三七五万貫を推定され必需量一、七〇〇万貫より差引くと三二五万貫の不足となる。よつて不足量の二分の一である一六〇万貫位をとりあえず輸入したいものと考える。

○堀川委員長　次に陳情書の審査に入り、その要旨を石神委員より説明されたい。同一趣旨の陳情書は請願と同じく審査要領による。

日程第一、中古衣類の公定價格撤廃促進の陳情書、東京都千代田区神田東松下町全國衣服商組合連合協議会、第一号、日程第四、中古衣類の公價撤廃に関する陳情書、静岡縣中古衣公定價格撤廃期成同盟代表書綴辺賴外六百六十七名、第七三号、以上二件を一括議題とする。

○石神委員　さきに全國中古衣類業者より請願の中古衣類公定價格撤廃の要望は、第一回國会商業委員会において、採択され、本会議に報告の上可決されたが、物價廳はこれに関し公價撤廃の代りに値上げをもつてして、当面を糊塗したに止る。ついては一部口実をもつて撤廃を遷延することなきよう行政官廳に対しその促進をはかられたい。というのである。

○堀川委員長　政府側の意見を伺いたい。

○向井政府委員　わが國産業の発達上、慎重に考慮すべき問題ではあるが、できる限り御趣旨に副うようにつとめる。

○堀川委員長　日程第二、輸入砂糖の配給方式に関する陳情書外二件、鳥取縣鳥取市瓦町鳥取縣砂糖御商業協同組合理事長川本員信外二十七名、第二一号はすでに行政措置をもつて実施中であるので審査を省略し、次に

日程第三、中小商工業再建施策に関する陳情書、南非縣商工協同組合中央会近畿支部役職員連絡会、第二三号、日程第六、中小商業対策に関する陳情書、東京都港区芝田町商工協同組合中央会会長豊田雅孝、第一一七号、日程第一二、中小企業の保護助成に関する陳情書、青森縣八戸市小中野町日東化学労働組合内三十八地方労働組合協議会、第三九三号、日程第一六、中小商工業再建施策に関する陳情書、商工協同組合中央会商工政治協議会中國四國ブロック会議代表内藤篤、第八号、日程第一九、中小企業の指導運営に関する陳情書、大阪市議会議長田村敬太郎外四名、第八七二号、以上五件を一括議題とする。

○石神委員　日本経済再建上中小企業の健全なる発達はきわめて肝要であるが、政府の施策は期待に副うものなく、今や中小企業は完全に麻痺の状態にあるについては、資金資材を確保し、本企業の健全なる成育と充実を図られたい、というのである。

○堀川委員長　政府側の意見を伺いたい。

○細井政府委員　政府の中小企業対策の中枢的実施機関たる中小企業廳は來る八月一日から発足することとなつた。政府の中小企業対策の眼目は、今後の日本の生きる途を加工貿易に求め、加工貿易の現実的担手としての中小企業を、世界的競爭にも堪え得るごとき技術水準の高い能率的なものたらしめんとするにある。この目的のために中小企業廳を中心として適時適切な対策を着実、かつ強力に実行していく考えである。

なお、御要望の点については次に述べる通り処置したい。

一、商工協同組合法の改正については、目下関係方面と接渉しつつ鋭意研究中である。組合の金融事業兼営に関しては御趣旨にそうごとく努力しているが、これがそのまま認められることはあるいは困難かと思われる。

二、現下の逼迫した経済事情の下においては、十分の資金、資材を入手することの困難なことは、中小企業も大企業も同様であるが、ただ中小企業が中小なるがゆえに大企業に比べて不利な取扱を受けることのないよう、中小企業の公正な利益は確保されなければならないので、中小企業廳は資金、資材に関する機会均等の確保ということに特に努力いたすつもりである。

三、現下のごとき物資需給のアン・バランスの著しい時において、最小限度の統制は不可欠であるが、反面統制の行き過ぎ不備等に関しては至急研究し、不要なる統制品目はこれを整理し、経済状況が安定するにつれて漸進的に自由取引分野を拡大していきたい。

四、價格差益金の問題については原則として徴收すべきものと考えるが、実施にあつては各個具体的事情に即應して善処していきたいと考える。

五、農業会資産の処分に関しては、法制的措置においては、農と商工とは不平等に取扱つているわけではないのであるが、多くの場合において商工業者が不当に不利益を蒙つているのは当省としても重大な関心を有し、今後かかることが起らざるようさらに詳細な法制的措置を講ずるごとく目下農林省と交渉中である。

○堀川委員長　日程第五、一般物資の統制撤廃に関する陳情書、島根縣議会議長恒松安夫、第七七号を議題とする。

○石神委員　物資不足の現今公定價格で配給することは、物資の流通と秩序とを保持する上にきわめて必要ではあるが、これが施行には困難な事情を伴い、また種々な弊害も生ずるから、主食、衣料、その他特に重要物資を除き、鮮魚、薪炭、蔬菜、その他統制の必要度も薄く、價格統制、配給統制のわく内に入れてかえつて不合理を招くがごとき一般諸物資の統制を撤廃されたい。

○堀川委員長　政府側の意見を聴きたい。

○向井政府委員　御趣旨に賛成であるが、日本の現状では時期尚早であろう。但し將來逐次品目毎に統制をはずす考えである。

○堀川委員長　日程第七、豪雪地鉄道従業員にゴム靴等配給に関する陳情書、新潟縣南魚沼郡石打村大字大澤四十五番地星野亨一、第一二二号を議題とする。

○石神委員　豪雪地方ではその降雪量七十尺より百尺に及び、駅構内及び線路の除雪作業に鉄道従業員の活動は実に想像もできぬほどであるが、ゴム靴や辷り止めがないため事故が多く、運輸にも支障を來しているから、豪雪地鉄道従業員に対し速やかにゴム靴並びに完全な辷り止めを特配されたい。というのである。

○堀川委員長　政府側の意見を伺いたい。

○細井政府委員　陳情の件に関しこれが現在の需給状況並に配給機構は次の通りであるから特配は困難である。

一、生産　現在のゴム靴の生産は毎四半期約ゴム長靴六〇、〇〇〇足でゴム半長靴一五〇〇〇〇足である。

一、配給　ゴム履物の配給状況は生産計画による生産数量に対し、経済安定本部において配当計画（配給計画）を産業業種別に定め各産業別主務官廳に通知する。各主務官廳は安定本部において定められた割当数量を受配者別に割当こしれの割当案を商工省に連絡する。商工省は各主務官廳よりの配分案により現品出荷をする。

以上のような機構であるから、本件申請の需要部門は鉄道部門であつて、國鉄部門割当数量に含まれるべき性質にして、運輸省より割当されるべきである。

なお参考のため運輸省に対する國鉄部門割当数量は次に述べる通りである。

	二十二年度第三四半期	二十三年度第一四半期
ゴム長靴	八〇〇足	一、〇〇〇足
ゴム半長靴	一〇、〇〇〇足	一〇、〇〇〇足
國鉄従業員労務者数	約四四、〇〇〇名	約三五、〇〇〇名
雪寒地区労務者数	約二五、〇〇〇名	

○堀川委員長　日程第八、木炭生産労務者に対し衣料特配に関する陳情書、岩手縣木炭生産者組合委員長長内市松、第一四三号を議題とする。

○石神委員　木炭生産者はその使命の重大なるにかかわらず、社会より惠まれること薄く、生活條件において最低の線位にあるのは遺憾であるから、労働力を維持し生産の増強を図るために必要欠くべからざる最低のものとし衣料の特配を図られたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　木炭生産労務者に対する衣料品の特配は、農林省林野局において経済安定本部と協議の結果、薪炭の供出を確保するためにリンク制を採用し、報奨的に衣料品（報奨物資）を配給することに決定し、閣議においても右配給要領を承認せられ、本年度も昨年と同様に各府縣別に生産労務者に対し、その供出量に應じて次に述べる通り綿織物及び作業手袋を配給することになりすでに一部は出荷完了している。

昭和二十二年度薪炭リンク衣料品配給実績

	作業衣	作業用手袋
	三六、〇〇〇着	七九、〇〇〇双

昭和二十三年度薪炭リンク衣料品配給計画

	綿織物数量（反）	作業手袋数量（双）
第一、四半期	一三〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
第二、四半期	一三〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
第三、四半期	一八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
第四四半期	一八〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
計	六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

○堀川委員長　日程第九、蚊帳、幌蚊帳類の統制撤廃に関する陳情書、栃木縣佐野市栃木縣蚊帳幌蚊帳商工業協同組合理事長田尻丹次郎、第一五二号を議題とする。

○石神委員　蚊帳、幌蚊帳類の製造は繊維関係の統制に関聯し一括統制を受けているが、その生産割当等の手続は複雑を極め、業者に多大の障害と苦痛を與えている。ついては本品がその需要面においてきわめて局限され、かつ僅少であるに鑑み、これを速やかに統制より除外するよう図られたい。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　蚊帳の配給対象は戦災者、引揚者及困窮者に限定されており、特殊衣料切符の交付に非常な手数を要し、かつ價格が相当高價のため切

符の交付を受けた者の中にも購入を見合せる向もあつたので、二十三年度においては配給対象の制限を撤廃し、一般消費者も点数切符をもつて購入し得るやういたしたい。なお、数量は季節的に需要が局限されているものであるが、それゆえに統制を解くことは、他の一般衣料品の配給にも悪影響を及ぼすので、資材の潤沢になるまではこれが除外は適当でないと思慮せられる。

○堀川委員長　日程第一〇、名古屋商工局出張所を富山商工局に昇格の陳情書、富山県議会議長前田治吉、第二四六号、日程第一五、名古屋商工局出張所を富山商工局に昇格の陳情書、富山県副知事高辻武邦、第七九八号、以上二件を一括議題とする。

○石神委員　富山県は石川、福井両県を接ぐ工業生産県で、富山市は北陸地区を統轄する商工局設置に最適の立地条件を具備しているから、北陸地方に商工局を設置するに当つては、名古屋商工局富山出張所を昇格して富山商工局とされたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　北陸地方に商工局を設置する件については、地方有力者等の熱心なる請願もあるところ、商工省としてもその必要性は認めるが、本件については地方自治法、国家財政等の関係から簡単に決定できない事情もあるので、今後輿論の動向に従つて考慮したい。なお設置についての具体的事項は充分研究することといたしたい。

○堀川委員長　日程第一一、自転車競技法の制定に関する陳情書、自転車競技法期成同盟全国代表佐々木傳太郎外六十五名、第三〇八号、日程第二〇、自転車競争の市営実施に関する陳情書、全国戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀外十九名、第九一九号、以上二件は自転車競技法の制定によつて審査を省略する。次に日程第二三、為替レート設定並びに輸出入機構改革に関する陳情書、関西経済連合会会長中橋武一、第七三〇号、日程第二一、為替レートの設定に関する陳情書、関西経済同友会代表幹事稲畑太郎、第九五四号、以上二件を一括議題とする。

○石神委員　為替レートの未設定並びに現在の煩雑なる輸出入機構は民間外資の導入、貿易の振興をいちじるしく阻害している。ついては速やかに為替レートを設定して、為替の管理並びに安定対策を講じ、輸出入機構を改革して貿易の振興を図られたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○永井政府委員　終戦后の特殊な情勢において、総司令部の管理下に貿易庁が輸出入貿易を専管して今日に至つており、その間手続が相当煩雑となつたのはまことにやむを得ないものがあるが、漸次これが簡素化に努め、今日では当初に比べ相当簡略化されていることはすでに周知の通りである。なお、今後も手続を一層簡素化すべく、目下その具体案を作成中で、近いうちに実施に移す予定である。為替問題についてもなるべく早い機会に正常な為替が望ましいが、現在のようにインフレが進行しつつあり、かつ物価体系が国際物価体系と遊離している状態では、これを無次整理し国際水準へ漸進的に歩み寄せるほかなく、目下輸出品の個々の比率についてその具体策を研究中である。（いわゆるPRSが近い将来に一部商品に付て実施の運びに至る見込である）。

なお、その物定的な措置として、先般来一定の輸出商品に対しいわゆるインセンデイヴ・システムを適用し、それぞれの商品について円と弗の最低価格と一定の取扱方法を定め、より高い非価をもつて輸出商談をまとめた者に対し、それに比例した金額で円価を弗うという制度をとりつつあり、かつこの範囲を漸次拡張している。これが輸出を奨励すると共に、日本の輸出品の価格を是正し、将来の正常為替レート設定の為の準備的な効果を発すことと期待している。民間外資の導入については為替レートの未設定と輸出入機構の複雑なことが、その実現を阻害している面もあるが、根本的にはその基礎的諸条件、例えばインフレ惹性化の阻止、財政の均衡と健全な金融、企業の整備と合理化、行政整理税制改革、労働問題等を総合的に解決することが必要であつて、これが実施のために政府においても努力しているが、民間各位におかれても日本経済再建のために、右の施策へ協力されることを期待したい。

○堀川委員長　日程第一四、中小企業庁の運営に関する陳情書、全日本中小工業協議会、第七六三号を議題とする。

○石神委員　近く実現を予想される中小企業庁の運営の如何は、中小工業行政並びに中小工業自体に至大の関係を有するから、本庁を中小企業の保護助成機関とし、庁長官並びに幹部の人選に留意し、これが民主的運営を図られたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　来る八月一日から発足するところの中小企業庁は、政府部内における資金、資材の割当等、中小企業に関する一切の利益代弁機関として、中小企業のために専心する強力なる発言体であると共に、日本産業の中軸たる中小企業を世界的競争にも堪え得る強靱な企業に育成することを任務とする。陳情の御趣旨にはまつたく同感で、官民相協力して中小企業の再建と発展とに努力したいと念願する次第である。長官及び幹部の人選については目下慎重考慮中である。

○堀川委員長　日程第一七、布帛製品の配給改善に関する陳情書、栃木県鹿沼町上都賀南部衣料品組合、第八六〇号を議題とする。

○石神委員　衣料品の布帛製品による配給は品質、規格において消費者の希望に適合しない場合が多く、また加工料の加算、配給の停滞等、消費者に不利な点が少くないから、現行配給方式の一部を未裁断生地配給方式に改善されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　二十二年度における衣料品の配給方法は、おもなものについては購入し得る品目及び数量を指定した特殊衣料切符、または指定切符によつて配給する方法をとつており、従つて消費者の品目選択の余地はきわめて狭まかつたわけであるが、昭和二十三年度七月一日から、実施においては、原則として総合点数制を採用し、消費者が与えられた点数の範囲内で希望する品目を購入し得るような方法をとり、消費者の便宜を図ると共に、配給の円滑迅速を期することになつている。

○堀川委員長　日程第一八、衣料登録制度の改正に関する陳情書、栃木県織維製品小売組合連合会会長上野小七、第八六一号を議題とする。

○石神委員　衣料品配給規則による選挙制登録は情実に流れやすく、末端配給機構の活動を停滞せしめるばかりでなく、官庁、市町村役場における手数を増大する等、これが及ぼす影響はなはだしいから、かかる選挙制登録を地方長官がその定める諮問委員会に諮つて決定するよう改正されたいというのである。

○堀川委員長　政府側の意見を求める。

○細井政府委員　衣料品小売業者の登録は消費者をしてこれを選定せしめるのが、諮問委員会制度によるよりは合理性があるものと思料する。登録更新の時期については、原則は七月一日としているが、二十三年度の配給状況によつて必要あるときは、当該都道府県知事の定めあるところによつて九月一日まで延期し得るようにしている。登録業者の総数は二十三年度における供給状況より見て、二十三年度の一割増程度とすることが適当と認められる。なお、山間僻地等においてまたは特別の事情によつて必要があると認められるときは、諮問委員会の議を経て右の一割の外五分の範囲内で増加することができることにしてある。結局最

高一割五分まで増加し得ることになつている。新たに生産業者または卸売業者であつて、小賣業者を兼ねようとする者の登錄はこれを認めない方針である。登錄を申請した小賣業者の數が追加登錄する數に滿たないときは、營業の資格のないものを除き全部登錄する方針である。新たに登錄された業者に對する在庫許可數量の決定は得票數によらず、その者の設備及び能力等を基準として諮問委員会に諮問して決定する方針である。

○堀川委員長　以上を以て説明、陳情の審査を打切る。

○堀川委員長　次に輸出品取締法案を議題とする。

○細川委員　本法案は質疑が大体盡されたと思われるので、以上をもつて質疑終了し、ただちに討論に入りたい。右の動議を提出する。

○堀川委員長　細川委員の動議に異議なきや。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長　異議なしと認め討論に入る。

○多田委員　各派代表者として次の希望意見を附して本法律案に賛成する。

希望意見の第一点は、この法律が强制檢査を行うものではないから、政府は抽出檢査を完全に實施して、本法案の主旨に副うこと、第二点は、檢査機構は、民間機構を充分活用することである。

○堀川委員長　これをもつて討論を終り採決に入る。本法律案の原案に異議なきや。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長　異議なしと認め、原案の通り可決する。なお、衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作製については、委員長に一任されたい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長　そのように決定する。

○笹口委員　小賣商營業法案（仮称）起草に関する件及び貿易振興に関する件を閉会中委員会の繼續審査に付す申出をなすこととし、小賣商營業法案（仮称）起草小委員会の設置に関する動議を提出する。

○堀川委員長　笹口委員の動議に異議なきや。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長　審査申出並びに小賣商營業法案（仮称）起草小委員会を設置するに決定する。なお、次の閉会中の審査申出書案について了承を求めたい。

閉会中の審査申出書

一、閉会中審査すべき事件

貿易振興に関する件

小賣商營業法案（仮称）起草に関する件

一、閉会中審査申出の目的

貿易振興のため輸出産業施設実地調査及び当局より意見聽取等

小賣商營業法案（仮称）起草小委員会設置

右により閉会中審査をいたしたいから取計いを願いたい。

なお、小賣商營業法案（仮称）起草小委員会の小委員会並びに小委員長の選任を委員長に一任されたい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長　異議なしと認めさよう決定する。

本日はこれにて散会する。

午後二時四十五分散会

（参照）

輸出品取締法案（内閣提出）に関する報告書

一、法案の要旨及び目的

この法律案は、輸出貿易の健全な発達を期して輸出品の品質向上のために、現行の諸法規を廃合整理して、新たに輸出品檢査の基本法を制定せんとするものである。

現行制度は、民間團体の强制檢査で、これは明かにいわゆる独占禁止法の精神に抵触し、又檢査そのものにも難点があるので、今度は專ら政府において一元的に嚴正、且つ、公平なる檢査を実施して、輸出品の声價の向上及び品質の改善を図ることを目的としているが、主要なる内容を挙げれば、次の通りである。

第一に、輸出品の範囲を限定し、第二條の主務大臣が指定した輸出品及び第四條の輸出品とした。

第二に、品質については、第一次的に業者が自主的に責任を持ち、その実行を確保するために、主務大臣が最低輸出標準を基準として檢査をする。

第三に、輸出用割当資材の適正配給のために、不合格品の処置について規定した。

第四に、國民の權利救済のため、輸出標準又は檢査の決定等に対する不服申し立について規定した。

二、議案の可決理由

貿易の発展は、わが國産業経済復興の鍵であるので、その檢査の適正强化は、輸出品の國際市場における信用を決定し、貿易振興の素因であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月三日

商業委員長　堀川恭平

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十一月二十七日印刷　昭和二十三年十一月二十九日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷局